

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	1	1-2	(14)	副生成物	副生成物として、配管内に残留した汚泥、タール、燃料燃焼時に発生する灰等は副生成物に該当することとして頂きたく、宜しくお願い致します。	「副生成物」の定義は、次のとおり変更します。 「副生成物」とは、固形燃料の製造過程及び修繕等において発生するダクト等に固着するダスト、タール及び系内中間部に滞留した固形燃料として利用できないものをいう。」 また、配管内に残留した汚泥は事業者が関係法令に基づき適切に処理してください。
2	2	2	2-2		事業目的	事業目的に「石炭の代替燃料等として有価で販売するものであり・・・」とありますが、有価で販売できれば利用用途については事業者の判断によるものと理解してもよろしいでしょうか？	石炭の代替燃料等、エネルギーとして有効利用するのであれば詳細な利用用途は問いません。
3	3	2	2-5		受入対象汚泥	事業期間中に他自治体の下水道汚泥を受け入れる可能性があるとのことですが、受入検討に際し必要となる具体的な情報（他自治体名、汚泥量、汚泥性状、受入頻度等）を教示願います。なお、事業者と協議の上受入可否を決定するとのことですが、可否決定に係る具体的な基準、協議要領について教示願います。	前段について、将来の可能性を記載したものであり、現時点において具体的な情報はありません。 後段について、可否決定に係る具体的な基準、協議要領はありません。市と事業者が合意することで受入れるものとし、事業者が合理的な理由（例えば、固形燃料利用企業の設備に悪影響を与える汚泥性状である等）をもって受入れを不可と判断される場合は受け入れません。
4	3	2	2-5		受入対象汚泥	表－1において示されている施設において、事業期間の脱水汚泥発生予想や、修繕・改築、統廃合計画など事業の安定性の観点から開示いただける資料はありますか。	将来の発生汚泥予想については別紙Aを参照してください。 現時点では、4-3-2-(7)その他の工事との連携に示すブローの改築を予定しています。その他は未確定です。 統廃合計画などはありません。
5	3	2	2-7		事業の方式	「事業者はSPCを市内に設立し・・・」とありますが、SPCの所在地を処理場内とすることは可能でしょうか？	実施方針に関する回答No. 5を参照してください。
6	3	2	2-7		事業の方式	維持管理・運営期間が20年6ヶ月の設定ですが、事業予算（入札上限価格）も当該期間前提で設定されるとの理解でよろしいか教示願います。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7	4	2	2-8		下水汚泥持込時期	表-2において示されているとおり、持込時期が異なる自治体があるため、建設工事完了時における施設の試運転時の性能確認試験については、その時点で供給できるもので実施すればよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	5	3	3-1	(3)	図1	センター全体を取り囲む赤線は敷地境界線と考えてよろしいでしょうか	赤線は計画上の敷地境界線です。詳細については、必要に応じて市に確認してください。
9	5	3	3-1	(3)	図1	建設期間中の車両搬出入ルートは本事業専用で使用できるものと考えてよろしいですか	実施方針に関する回答No. 53を参照してください。
10	5	3	3-1	(3)	図1	最初沈殿池～反応タンク～最終沈殿池の東側にあるセンター内の空地は、工事期間中の仮設資材置場として活用することは可能でしょうか	本施設の建設に必要な仮設資材置場としての利用は可能ですが、事前に市へ占用許可の申請が必要です。場所については、同時期に行われる他工事との調整が必要な場合があります。
11	5	3	3-4	(2)	施設配置	施設建設配置検討に際し、貴市の意図する配置案（縦置き配置or 横置き配置など）がございましたら教示願います。	既設の水処理施設及び本施設に係る車両動線、本施設の維持管理性、電気事業法や消防法等の関係法令を十分検討の上、経済的、効率的な配置を提案してください。
12	7	3	3-3		基本処理フロー	電力や上水等のユーティリティ、固形燃料等の責任分界点をお示してください。	ユーティリティについては、別紙5に示すとおりです。固形燃料の所有権が移転する時点については、維持管理・運営委託契約書（案）に示します。
13	8	3	3-5		計画下水汚泥供給量	令和6年10月1日～令和7年3月31日までの下水汚泥供給量を具体的に教示願います。また令和7年度以降において、計画汚泥供給量を超える汚泥を事業者が処理する状況が生じた場合の規定（サービス購入料算定方法等）を具体的に教示願います。	前段について、令和6年度の計画下水汚泥供給量は14,800tを予定しております。要求水準書を修正します。後段について、処理量に応じて支払います。詳細については募集要項に示します。
14	8	3	3-6		主要設備の技術要件	技術要件における過去実績について施設能力が問われないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	8	3	3-6	(3)	主要設備の技術要件	「(2)のア、イ、ウの技術を発展・改善した技術であり、実証・評価等がなされた技術と同等以上の信頼性が認められるもの」とありますが、具体的な手続き（書類の提出等）がありましたらご教示願います。	発展・改善した内容、信頼性が認められる理由を記載した書類を提示してください。
16	9	3	3-7	(2)_オ_(オ)	本施設の維持管理・運営業務	事業者の業務範囲に見学者対応、パンフレット等作成業務が示されていますが、想定される年間見学者数や対象年齢、見学動線などプラント設計上配慮すべきことを明確に提示願います。	実施方針に関する回答No. 10を参照してください。
17	9	3	3-8	(2)	下水汚泥の供給	搬入された下水汚泥中に機械部品類等やサンプリング容器等の異物混入時のリスク分担についてご教示願います。また、各処理場内で下水汚泥中に異物が混入された事例等あればご教示ください。	本市及び他自治体が搬入する下水汚泥への異物混入については、各自治体がリスクを負担します。本市の水資源再生センターでは、脱水汚泥の車両積込の際、受託者の立会を義務付けており、他自治体と共に異物が混入した下水汚泥を搬出した事例はありません。
18	9	3	3-8	(3)	本事業における市の事業範囲	電力の供給に関し、既設受電盤から分電し確保するケースで、電力費が有償の場合、事業者から貴市に対する当該費用の納付と、貴市から事業者へのサービス購入料としての支払、の双方が生じ、業務効率化観点から合理的ではないと考えます。つきましては、分電確保の場合は電力を無償供給として頂きたく条文変更願います。その場合事業者は電力使用量原単位（kWh/ト）を保証致します。	募集要項に示します。
19	10	3	3-8	(7)	本事業における市の業務範囲	市の業務範囲に水処理維持管理業者と事業者との調整が示されていますが、調整される水処理維持管理業者とは大在水資源再生センターのみならず、市内他水資源再生センターも含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	実施方針に関する回答No. 14を参照してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	11	3	3-11		基準、指針、仕様書等	基準、指針、仕様書等に準拠することと示されていますが、公設民営（DBO）方式の特長を生かすためにも、民間の実績と創意工夫による提案についても協議の可能性を確保願います。	「4-1-7 特記事項」に記載のとおり、本事業は交付金等の交付を想定した事業です。この条件を前提に、民間の実績や創意工夫による提案の妨げになる事項がありましたら、公募時に受け付ける意見や競争的対話でご提案いただければ検討します。事業者決定後においても、協議します。
21	11	3	3-11	(2)	基準、指針、仕様書等	大分県仕様書等に記載されていない規格値等は、協議事項として取り扱いしていただけるのでしょうか。	本項に示す基準、指針、仕様書等に記載されていない規格値等については協議いたします。
22	13	3	3-12	(1)	景観への配慮	本施設の緑化業務（緑化率の指定）は無いものと考えてよろしいでしょうか。	緑地率の指定はありませんが、南側の境界沿いに舞子浜緑地が近接しているため、緑化には配慮した計画として下さい。
23	13	3	3-12	(2)	騒音・振動	別紙2に示す基準値以下とありますが、事業用地ではなく大在水処理センター全体の境界線上で基準値以下を満足するものと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
24	13	3	3-12	(4)	電波障害	電波障害調査は受注後となり、障害発生の予測と対策費用の試算が入札前にはできません。発生する地域への対策費用は貴市にて負担いただけないでしょうか	対策費用は事業者が負担してください。
25	14	3	3-13	(3)	モニタリングの実施	維持管理・運営段階でのモニタリングに関し、定期的に確認を行うとありますが、どの程度の頻度にてモニタリングの実施を想定されていますでしょうか。	募集要項に示します。
26	14	3	3-13		3-13 モニタリングの実施	モニタリング業務について、貴市より特定の様式が提示されるのでしょうか（事業者の任意の様式でよろしいでしょうか）	セルフモニタリングは事業者の任意の様式とします。
27	14	4	4-1	4-1-1	下水汚泥の供給方法	「下水汚泥は場内及び場外から車両搬送により供給される」とありますが、下水汚泥の供給は貴市の範囲という理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
28	14	4	4-1	4-1-1 (1)	性能に関する要求水準	下水汚泥貯留設備の容量として、事業者が提案した処理能力×1日分を最低限貯留可能な容量とすることと記載がありますが、この容量は、非常停止等が生じた場合に於いても、そこから1日分の貯留をすることを想定されていますでしょうか？または、単純に1日分の容量があればよいとの理解でしょうか。	下水汚泥貯留設備容量について、要求水準書の内容を下記のとおり変更します。 「本貯留設備は、故障等による緊急時の搬入を考慮し、事業者が提案した処理能力×1.5日分を貯留可能な容量とする。ただし、市は最小で90t-wet/日の汚泥を搬入するため、処理能力がこれを超える場合、処理能力に対して不足する汚泥を貯留するための追加容量を見込むこと。」
29	14	4	4-1	4-1-1 (1)	性能に関する要求水準	下水汚泥貯留設備の容量を超える分に関しては、市の責任により、処理処分を行うとの認識でよろしいでしょうか。	下水汚泥を下水汚泥貯留設備に投入できない事象が発生した場合、変更した5-2-1(5)に従い市が処分業者等に搬出します。
30	14	4	4-1	4-1-1 (1)	下水汚泥の供給方法	下水汚泥の受け入れについて、受入不可となる時間帯の制限などあればご教示ください。	原則として午前8時から午後5時を想定しています。受入不可となる時間帯はありませんが、通勤・通学時間帯については、安全を確保するとともに、社会生活・経済活動に支障とならないよう配慮が必要です。
31	15	4	4-1	4-1-1 (2)	下水汚泥の性状	別紙6と下水汚泥採取結果に基づき、設計を進めることとなりますが、運開後汚泥性状が上記前提と異なることにより、施設の性能や利用先の受け入れに影響がある場合は協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	15	4	4-1	4-1-1 (2) イ	下水汚泥の量及び性状等	イ. 計画下水汚泥供給量 29,600t-wet/年計画下水汚泥の供給量を超える下水汚泥を事業者が処理する状況が生じた場合の規定を具体的に教示願います。（サービス購入料算出規定等）	回答No. 13を参照してください。
33	15	4	4-1	4-1-1 (2) イ	下水汚泥量（予測値）	搬入頻度において、毎日とありますが土曜・日曜を含んだ毎日となるのでしょうか。また、4~6日/週とありますが、土曜日を含んだ6日間となるのでしょうか。	毎日とは土日祝祭日も含みます。 4~6日/週とは、ご理解のとおり月曜から土曜までの6日間となります。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
34	15	4	4-1	4-1-1 (2) イ	計画下水汚泥供給量	計画下水汚泥の供給量を超える下水汚泥は別途市が処理するとありますが、固形燃料化設備の定期修繕期間中等は下水汚泥貯留設備で汚泥を受け入れる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	15	4	4-1	4-1-1 (2) イ	表-3 下水汚泥量(予測値)	表中の自治体名：大分市（発生量）の搬入頻度が毎日と設定されていますが、搬入は土日祝祭日等なく毎日実施されるものとの認識でよろしいでしょうか。また、大分市外に記載される各処理場の汚泥も、同様に平日のみ等の搬入規制なく、受入となるものでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、大分市外からの搬入は、日曜日を除き月曜日から土曜日を予定しています。
36	15	4	4-1	4-1-1 (2) イ	表-3 下水汚泥量(予測値)	「計画下水汚泥の供給量を超える下水汚泥は、別途市が処理する」と記載されていますが、別途処理される下水汚泥の対象施設は既に決まっておりますでしょうか（大分市内で発生する下水汚泥のみが、別途処理の対象となるのでしょうか）。	前段について、決まっていません。 後段について、ご理解のとおり、大分市内で発生する下水汚泥が別途処理の対象となります。
37	15	4	4-1	4-1-1 (2) ウ	下水汚泥の性状	各処理場などで処理水質悪化等の対策として、ポリ鉄等の汚泥発熱量の変動等に影響のある薬品を投入された事例があればご教示ください。	ポリ鉄等の投入状況は、別紙Bのとおりです。なお、投入後の汚泥性状は、別紙6下水汚泥の設計条件のとおりです。
38	15	4	4-1	4-1-1 (3) ア	本施設から発生する臭気の処理	本施設から発生する臭気を防止することとありますが、「本施設」とは、フェンス等で区切られた当該敷地境界という解釈でよろしいでしょうか。また、臭気の測定箇所としては敷地境界でよろしいでしょうか。	前段について、「1-2 用語の定義(3)」に記載のとおりです。 後段について、臭気の測定箇所は、大在水資源再生センターの敷地境界線上です。
39	15	4	4-1	4-1-1 (3) ア	本施設から発生する臭気の処理	停電時の臭気の処理は、非常用発電機起動後に実施という認識で問題ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	15	4	4-1	4-1-1 (3) ウ	本施設から発生する臭気の処理	下水汚泥及び固形燃料を取り扱う機器とは、下水汚泥及び固形燃料を搬送・貯留する機器との理解でよろしいでしょうか。	搬送・貯留する機器以外に臭気が漏洩する可能性がある機器は、臭気対策を講じてください。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
41	16	4	4-1	4-1-1 (3)	本施設から発生する臭気処理	固形燃料の製造技術の違いにより、建屋の要否条件を定められた実績は無く、貴市も明記されている通り、十分な臭気漏洩対策が講じられている場合は製造技術の違いに寄らず建屋不要とするのであれば、製造技術の違いによる建屋要否条件付けは削除願います。前例主義の公共案件において、明確な設定根拠もなく、ある特定技術のみに条件を付けることは応札者にとって不利益を起す可能性があります。看過できません。	要求水準書を変更します。
42	16	4	4-1	4-1-1 (3) エ	本施設から発生する臭気処理	建屋を建設する範囲は、汚泥受入時の臭気漏洩防止を目的とし、汚泥受入ホッパーと運搬車両の範囲内との理解でよろしいでしょうか？	下水汚泥の受入時の臭気対策についてはご理解のとおりです。
43	16	4	4-1	4-1-1 (3) エ	下水汚泥運搬車	各自治体が使用する下水汚泥運搬車の仕様等（メーカー、車種、サイズ）について教えてください。	本施設への下水汚泥を搬入する業者は、本施設の供用開始前に決定するため、現時点では未確定ですが、参考として、現在、脱水汚泥の運搬を行っている業者が所有する車両を示します。 別紙Cを参照ください。
44	16	4	4-1	4-1-1 (7)	温室効果ガスの抑制	技術提案評価の際、温室効果ガスの抑制に関しては、本施設での発生抑制のほか、燃料利用先の当該燃料使用による削減分も含めた形でご評価頂きたい、お願い致します。	優先交渉権者選定基準に示します。
45	17	4	4-1	4-1-2 (1) カ	基礎	「基礎は良質な地盤に支持させ」とありますが、経済性や施工性に考慮し、機器の重量や重要度等に応じて直接基礎・杭基礎・地盤改良などの選定をさせて下さい	最適な基礎形式について検討の上、選定してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
46	17	4	4-1	4-1-2 (2) イ、ウ	計量	電力、上水、二次処理水、燃料、薬品、汚水排出量は計量ができる設備といたしますが、上水などは量水器の検針を前提とする提案を行うことは可能でしょうか。また、精算が発生する電力、上水に関してのみ検定品を用いることでよろしいでしょうか。	前段について、可能です。 後段について、検定品を用いてください。
47	17	4	4-1	4-1-2	ユーティリティ等	二次処理水の使用可能量に上限がありましたらご教示願います。	二次処理水の使用可能量は、3400m ³ /日程度が上限になります。
48	18	4	4-1	4-1-2 (3)	ユーティリティ等	プラント排水に関して既存施設に過剰な負荷がかからないように均して逆流することとあるが、定量的な条件を明示してください。	24時間で均して逆流してください。例えば、プラント排水用ポンプ吐出量をプラント排水量と同程度とするなどの方法が想定されます。ポンプ能力の余裕に起因する逆流時間の短縮は問題としません。
49	18	4	4-1	4-1-2 (3) イ	4-1-2 施設全般に関する要求水準 (3) ユーティリティ等 イ	「プラント排水は、別紙5(事業範囲:2(3)排水)に示す位置に事業者が接続し、既存施設に過剰な負荷がかからないように均して逆流すること。」と記載されていますが、水質の規制および水量などの排水規制があればご教示願います。	プラント排水の水量は、3,400m ³ /日程度が上限になります。 水質については、BOD600mg/1以下とします。要求水準書を修正します。
50	18	4	4-1	4-1-2 (3) イ	プラント排水	生活排水はプラント排水と同ルートで排水するのではなく、既設の高度処理施設西側の構内道路上にある汚水桝に接続してよろしいでしょうか	場内の汚水桝（1266H）に接続可能です。ただし、本施設から汚水桝までのルート上には、U型側溝（約300H）、雨水管（φ500、管底GL-1300~-1500程度）及び雨水管（φ350、管底GL-1800~-2000程度）が横断しています。汚水管のルートは、これら埋設物と干渉しないように計画してください。汚水桝、雨水側溝、雨水管の位置については別紙5を参照してください。
51	18	4	4-1	4-1-2 (3) イ	ユーティリティ	プラント排水の水量の上限及び排水基準があればご教示ください。	回答No. 49を参照してください。
52	18	4	4-1	4-1-2 (3) イ	ユーティリティ	二次処理水及び排水に関して、取り合い点までの既設建屋内にある既設配管ラック、サポートの流用は可能でしょうか。また、新設する場合に既設壁面等から配管サポートで支持することは可能でしょうか。	将来の増設工事に支障がないこと、既設配管ラック、サポートの支持力に問題がないことを条件に既設を利用することは可能です。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
53	18	4	4-1	4-1-2 (3) ウ	雨水排水	事業用地内の雨水排水は、別紙5「地下埋設物図」中の既設雨水枡及び既設雨水管が取り合い点となると解しましたが、事業用地の東側に位置しているため、排水設備が大掛かりになります。事業用地付近の既設の雨水枡が数か所ありますが、それらに接続してよろしいでしょうか	場内の雨水排水系統に準ずるため、雨水の排水先は別紙5に記載の雨水枡に接続してください。
54	18	4	4-1	4-1-2 (3) エ	ユーティリティ	大在水資源再生センターの下水汚泥を場外へ搬出する場合、本施設のトラックスケールを利用することはありますでしょうか？	ありません。
55	18	4	4-1	4-1-3 (3) エ	受電方式	事業用地を明確に区別するための柵、塀、専用門扉等を設置した場合、電力供給事業者からの受電について、障害はないという認識でいいでしょうか。	設計時に市に確認のうえ電力供給事業者と協議する必要があります。
56	18	4	4-1	4-1-2 (3) エ	4-1-2 施設全般に関する要求水準 (3) ユーティリティ等 エ	「また、単独で受電する場合は、電気事業法に則り、電力供給事業者と十分協議の上、下水道事業用地と燃料化事業用地を明確に区分するための柵、塀、専用門扉等を設置すること。」と記載されていますが、事前協議にて電力供給事業者が柵、塀、専用門扉等での区分けを概ね認めているとの理解でよろしいでしょうか（場合によってはそのような対策を認めないケースが想定されるため）。	ご理解のとおりです。 回答No. 55も併せてご参照ください。
57	18	4	4-1	4-1-2 (3) オ	上水	上水ラインとは別紙5に示された水色の線を指すのでしょうか。また上水ラインが新設する基礎などと干渉する場合は、移設してもよろしいでしょうか	上水管は「別紙5 上水管・雨水管取り合い図」に示す赤色の線を指します。移設は既設の運転に、機能上差支えない方法で計画して下さい。
58	18	4	4-1	4-1-2 (3) ケ	ユーティリティ	「連携して運転できるようにすること」の記載に関して、監視用画面の設置場所及び仕様についての基準がありましたらご教示ください。	仕様についての基準は、要求水準書4-1-4(6)を参照してください。監視用画面の設置場所は、要求水準書4-1-4(6)および別紙5事業範囲の1事業範囲(3)建築工事を修正いたします。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
59	18	4	4-1	4-1-2 (3) ケ	相互監視	大在水資源再生センターと相互監視を行う場合、大在水資源再生センター側の制御装置改造は事業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。	事業範囲内です。
60	18	4	4-1	4-1-2 (4)	本施設の安定運転	下水汚泥の量及び性状の変動に対して安定した運転とのことですが、表-3、別紙6に提示された条件に示された範囲内において安定した運転を求められているものであると認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	18	4	4-1	4-1-2 (4)	本施設の安定	「安定した運転」の定義・条件を具体的に教示願います。また、ア.に関し、「汚泥量・性状の変動が及ぼす影響に対応できる設備」につきましても具体的に教示願います。	「安定した運転」とは、要求水準書に定める性能を満足する安定した運転のことです。 「汚泥量・性状の変動が及ぼす影響に対応できる設備」については、要求水準書に基づき、事業者が提案してください。
62	19	4	4-1	4-1-2 (6)	大在水資源再生センターの全館停電	全館停電においては、示されている排水、二次処理水のみならず、固形燃料施設の完全（冷間）停止状態が必要となります。従い、年1回2時間程度の停電時間に対して、立下・立上に必要な時間は確保され、それに伴う処理量低下は貴市責任範囲として整理されることが必要です。	立下・立上に必要な時間は確保します。この時間を考慮し、計画下水汚泥供給量を処理してください。
63	19	4	4-1	4-1-2 (6)	運転	停電時は二次処理水の供給は行わないとありますが、これは年1回、2時間程度の全館停電時のみを指しており通常の停電時は原水槽の容量の範囲で供給されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	19	4	4-1	4-1-2 (8)	本施設の安全運転	本施設に部外者が自由に出入りできないよう、適切な対策を講じることとありますが、現状の既設水処理設備同等と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
65	19	4	4-1	4-1-2 (8)	事業用地内へのアクセス	「公道から事業用地内へのアクセスは、図-1に示すとおり敷地西側の既設門扉から直接行う形態とすること。また、本施設に部外者が自由に出入りできないよう、適切な対策を講じること。」と記載されていますが、既設門扉は固形燃料事業専用となりますでしょうか。	実施方針に関する回答No. 53を参照してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
66	19	4	4-1	4-1-3 (1)	トラックスケール	下水汚泥搬入車両は最大10t車と示されていますが、トラックスケールは汚泥燃料搬出車両等も利用することを前提としています。トラックスケールを選定するにあたり、車両重量を考慮する以外、単車やトレーラー車など車種は事業者が自由に選定できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本項は当該トラックスケールで固形燃料を計量することを条件付けるものではありません。
67	19	4	4-1	4-1-3 (2)	下水汚泥貯留・供給設備	固形燃料化設備以外への供給については、緊急時の場外搬出以外（市殿の処理施設等への供給等を想定）は考慮する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	通常時、本施設に貯留されている下水汚泥を場外に搬出することは想定しておりません。
68	20	4	4-1	4-1-3 (2)	下水汚泥貯留・供給設備	処理能力×1日分を最低限貯留可能な容量とし、それ以上は事業者の提案とされていますが、貯留量とコストは比例関係にあります。その目的が操業安定性向上にあれば、技術提案評価の中で相応に評価されるものとの理解でよろしいでしょうか。	評価項目は優先交渉権者選定基準に示します。なお、貯留可能な容量については、回答No. 28を参照してください。
69	21	4	4-1	4-1-3 (5) キ	燃焼炉設備	燃焼脱臭を目的に、燃焼温度は炉内温度で850℃以上とし、滞留時間を2秒以上と示されていると思いますが、脱臭性能が満たされる場合は上記とは違う炉内温度、滞留時間を事業者で提案できるという認識でよろしいでしょうか。また、滞留時間2秒以上の条件は、事業者が設定した定格処理の条件において、下記式により滞留時間2秒以上を確認するとの認識でよろしいでしょうか。滞留時間＝燃焼炉体積（m ³ ）／発生する排ガス風量（m ³ /s）	脱臭設備については、「4-1-3（7）」を参照してください。
70	22	4	4-1	4-1-4 (1) ア	受電形式	現状のPAS、VCT、大在水資源再生センターの設備容量をご教示ください。	PAS：200A VCT：送配電事業者の資産のため提示できません。 大在水資源再生センターの設備容量：3φ Tr, 6.6kV/420V, 500kVA×2、1φ Tr, 6.6kV/210-105V, 75kVA×1

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
71	22	4	4-1	4-1-4 (1) ア	受電形式	大在水資源再生センターの引込から分岐する場合、固形燃料化施設の受電電力に制約はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	22	4	4-1	4-1-4 (1) ウ	高圧幹線ルート	事業用地内の高圧幹線については、配線ラックに施工してもよろしいでしょうか。	建屋内であればよいです。
73	22	4	4-1	4-1-4 (1) ウ	高圧幹線ルート	高圧幹線敷設時、樹木が障害となる場合は伐採できるものと考えてよろしいでしょうか。	伐採は可能ですが、最小限とします。
74	24	4	4-1	4-1-4 (6) イ	相互監視	大在水資源再生センター側で監視する機器について、大在水資源再生センター側に操作権は付与しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	24	4	4-1	4-1-4 (6) イ	相互監視	表①及び②にて、ご提示されている監視項目以外の項目についても事業者にて必要な項目（例：原水タンク水位）は出力いただけると考えてよろしいでしょうか。	既存設備から出力できる信号は出力しますが、出力のために必要な工事は事業者が行ってください。
76	25	4	4-1	4-1-5 (1) エ	耐津波設計	津波襲来時において倒壊しない構造とする建築物は、本事業で新たに建設する居室を要する建物（管理棟）と考えてよろしいでしょうか。	作業中の職員等の避難経路及び避難に要する時間を考慮したうえで、職員が安全に避難できる管理室等を有する建物を想定します。
77	26	4	4-1	4-1-5 (1)	土木・建築・建築設備に関する要求水準	(1) キ. に記載のセンター内の仮置き場所を具体的に教示願います。	図1に示す既設の汚泥処理棟東側の空地（水処理施設の将来予定地）を利用可能です。場所や範囲については、同時期に行われる他工事との調整が必要な場合があります。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
78	26	4	4-1	4-1-5 (1) キ	盛土	「事業用地内の盛土は必要に応じて本施設の建設工事に使用すること」とありますが、別紙2 (P43)の記載内容からして、貴市においてGL+1.0mにて整地されたうえで事業者を引き渡されると解釈してよろしいでしょうか	GL+1.3mに修正します。 本市において事業用地全体を整地し、事業者に引渡します。
79	26	4	4-1	4-1-5 (1) キ	残土処理	事業用地内の盛土で使用しない分は、センター内に仮置きできるとありますが、工事で発生する掘削残土も、既存の盛土同様にセンター内に仮置き(場内処分)することが可能でしょうか。	回答No. 77を参照してください。
80	26	4	4-1	4-1-5 (2) イ	基礎	土木構造物の基礎で杭基礎を用いる場合、工法の指定はありますでしょうか。あるいは道路橋示方書・同解説及び杭基礎設計便覧に記載されていれば、いずれかの工法を提案することは可能でしょうか	工法の指定はありません。 道路橋示方書・同解説及び杭基礎設計便覧に記載されている工法から提案することは可能です。
81	28	4	4-1	4-1-5 (3) オ	その他	(ウ) 床は洗浄のための勾配と排水溝を設けるとありますが、電気系統室など洗浄が不要な室は、適用除外とさせていただきます	本項は、電気系統室など洗浄が不要な室には適用しません。
82	29	4	4-1	4-1-6	工事用水（処理水）	大在水資源再生センターで処理された処理水を工事用散水及び車両洗浄水等として、無償で使用させて頂けるでしょうか。	大在水資源再生センターの処理水を散水や洗浄に使用することは、衛生上できません。 本市の弁天水資源再生センターにおいて販売しています散水用水（27円/m ³ ・税抜き）の使用が可能です。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
83	29	4	4-2	4-2-2 (2)	事前調査	地下埋設物調査の結果、貴市からの提示のない埋設物が発見された場合、撤去等に要する費用は精算対象とさせていただきます	協議により決定します。
84	29	4	4-2	4-2-2 (2)	事前調査及び地下埋設物の把握	地下埋設調査を行う場合、事前に埋設物等の情報を提供してもらえますでしょうか。	実施方針に関する回答No. 24を参照してください。
85	32	4	4-3	4-3-2 (8)	現場事務所、仮設物等	建設予定地に現在仮置きされている残土や草木類は事業者の現地工事着手前に貴市にて撤去されるものと考えてよろしいでしょうか。	本市において、事業用地内の草木は撤去済みです。事業用地内は整地し、残土は撤去します。
86	32	4	4-3	4-3-2 (8)	現場事務所、仮設物等	仮設事務所及び通勤用駐車場用地として事業用地以外の大在水資源再生センター内に借用できるものと考えてよろしいでしょうか。事務所用地、安全広場及び駐車場の各必要面積を算出する必要がありますか。	本施設の建設に必要な仮設事務所の設置等は可能ですが、事前に市へ占用許可の申請が必要です。場所については、同時期に行われる他工事との調整が必要な場合があります。
87	32	4	4-3	4-3-2 (8)	現場事務所、仮設物等	掘削残土の場外処理に関して「持ち出し禁止」などの措置があるか教示願います。土木・建築工事期間検討に際し必要な情報となるため確認する次第です。	残土の「持ち出し禁止」などの措置はありません。
88	32	4	4-3	4-3-2 (8)	現場事務所、仮設物等	二次処理水は使用可能な条件ですが、上水（杭打ちセメント混練用及び事務所用飲料水など）の使用は可能でしょうか。ご教示願います。	工事に必要な上水は利用可能ですが、使用料の支払いが必要です。使用料の支払い方法等については別紙Dを参照してください。
89	32	4	4-3	4-3-2 (8)	現場事務所、仮設物等	建設工事期間中の、工事用の仮設電源は、既設大在水資源再生センター内の分電盤から分電・確保できるとの理解でよろしいか教示願います。	工事用の仮設電源は、別途確保してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
90	32	4	4-3	4-3-2 (8)	現場事務所、仮設物等	車両搬出入ルートを操業車両や他の工事の車両が通行することもありますでしょうか。教示願います。	実施方針に関する回答No. 53を参照してください。
91	32	4	4-3	4-3-2 (8)	現場事務所、仮設物等	センター内の下水道配管へ仮設事務所の排水を接続することは可能でしょうか。また可能な場合、接続点の位置を教示願います。	排水の接続は可能ですが、接続先は、施工計画により事前の確認をお願いします。
92	32	4	4-3	4-3-2 (9) ア、イ	作業日及び作業時間	今回工期2年9か月の設計・建設期間から、一定程度の土曜日作業が発生することが考えられます。土曜日や祝祭日に施工を行う際の具体的な条件（大型車両の入場制限等）がありましたらご教示ください。	土曜日や祝祭日に施工を行う際の大型車両の入場制限等はありません。原則として、4-3-2(9)作業日及び作業時間のとおりでありますが、やむを得ない場合は、事前に市の承諾が必要です。
93	32	4	4-3	4-3-2 (11)	資格を必要とする作業	建設期間中の電気設備保守点検に関する業務は大在水資源再生センターの電気主任技術者様にてご対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	対応します。
94	32	4	4-3	4-3-2 (11)	資格を必要とする作業	上記期間における保安規程の変更、提出については事業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。変更に必要な書類は事業者が作成してください。
95	33	4	4-3	4-3-3 (1) ウ	総合試運転及び性能試験共通事項	二次処理水及び汚水排水は総合試運転で利用する量をご提供・処理頂けるものと考えております。要求水準書および弊社提案の範囲内において、二次処理水、汚水排水がご提供および処理頂けない場合の性能確認方法については、別途協議をさせていただきます。	総合試運転で利用する二次処理水及び汚水排水は、提供・処理いたします。
96	33	4	4-3	4-3-3 (2) イ	総合試運転及び性能試験総合試運転	下水汚泥および副生成物の処分に際し、市の下水汚泥処分費の上限（予算の上限）をご教示ください。また、汚泥処分の単価をご教示ください。	前段について、決定していませんが、市は例年十分な予算を確保しています。後段について、決定していません。参考として、大在水資源再生センターからの令和2年度運搬処分単価は、全体汚泥量や処分先によって異なり、16,657円～20,180円（税込）です。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
97	33	4	4-3	4-3-3 (3) ア	総合試運転及び性能試験性能試験	連続3日間以上の実負荷運転とは、汚泥処理量が定格または市が供給することのできる最大負荷となった時間から3日間との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	33	4	4-3	4-3-3 (3) ア	総合試運転及び性能試験性能試験	市が供給できる最大負荷とする場合の汚泥処理量の考え方については、設備の安全性・性能確認のできる運転状況を加味して別途協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	33	4	4-3	4-3-3 (3) イ	総合試運転及び性能試験性能試験	性能保証項目について、定格負荷での試験が出来ない場合の補正方法等については、処理汚泥量を基に、別途協議の上、取り決めるとの理解でよろしいでしょうか？	市が供給する最大負荷が定格負荷未満である場合の補正方法等については、協議により決定することとします。
100	33	4	4-3	4-3-3 (3) イ	総合試運転及び性能試験性能試験	性能試験の際の脱水汚泥の含水率は、各処理場から受入れた汚泥が混ざった状態となることから、含水率が不明確となります。このため、設備に投入される含水率を測定し、その値を基に補正を行うことと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	34	4	4-3	4-3-4	建設に関する図書の提出	電子成果品とは、どのようなものが該当するのでしょうか。その時のファイル形式の指定があるのでしょうか。	別紙Eを参照ください。
102	34	5	5-1	5-1-3	維持管理・運営時のユーティリティ条件	2次処理水の水質についてご開示いただけますでしょうか。	実施方針に関する回答No. 24を参照してください。
103	35	5	5-2	5-2-1	保全管理業務	本施設の設置者は貴市と認識しておりますので、電気主任技術者の選任、届け出は設置者である貴市にて実施するのではないのでしょうか？	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
104	35	5	5-2	5-2-1	電気設備保守点検に関する業務	「電気主任技術者」とは、第三種の有資格者を選任するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	35	5	5-2	5-2-1 (2)	保全管理業務	自家用電気工作物の設置者は、大分市になりますか、それとも事業者でしょうか。	大分市になります。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
106	36	5	5-2	5-2-1 (2) ウ	修繕業務	貴市にて実施する大規模修繕があるという前提でしょうか。また大規模修繕の内容と範囲について具体的にご提示願います。	<p>「改築」「更新」「長寿命化対策」を次のとおり定義します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改築」とは、更新又は長寿命化対策により対象施設の全部又は一部を新しく取り替えることをいう。 ・「更新」とは、「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 国水下水事第109号）」に示される「小分類」以上の規模の設備等が劣化した場合に新しく取り替えることをいう。 ・「長寿命化対策」とは、「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 国水下水事第109号）」に示されるもので、既存の設備等の一部を活かしながらか部分的に新しくライフサイクルコストを低減できる対策をいう。 <p>前段について、「大規模な修繕」は「改築」を意図していました。改築は事業範囲に含めることとします。要求水準書を修正します。</p> <p>後段について、内容は定義したとおりです。範囲は機械設備、電気設備、建築機械設備、建築電気設備、防食塗装等を想定しており、ストックマネジメント計画に位置づけることができる改築で、事業者からの提案によります。</p>
107	36	5	5-2	5-2-1 (2) (ウ)	修繕業務	「ただし、市が策定するストックマネジメント計画に基づく大規模な修繕を除く」の記載について、「大規模な修繕」の定義を具体的に教示願います。また、本事業の所掌から除外される「大規模な修繕」は、本要求水準で規定された施設の機能・性能担保の観点から、事業者が確実に実施できるような発注形態を取って頂きたいとお願い致します。	<p>前段について、回答No. 106を参照してください。</p> <p>後段について、大規模な修繕（回答No. 106で定義した改築）は事業範囲に含めることとします。要求水準書を修正します。</p>

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
108	36	5	5-2	5-2-1 (3) エ	ユーティリティ等 の調達・管理業務	電力を大在水処理センターから分岐いただく場合、SPCとして再エネ賦課金の減免申請を行う必要があるという認識でよろしいでしょうか？	水処理維持管理業者が申請しますので、不要です。
109	37	5	5-2	5-2-1	固形燃料の利用	利用先への燃料販売に当たり、環境省通知の基づいた逆有償での販売も可能と考えてよいでしょうか。	事業者が行う固形燃料の取引において経済的な損失が生じる場合であっても事業化を認めます。
110	37	5	5-2	5-2-1 (4)	固形燃料の利用	汚泥燃料の引渡価格（税抜き単価）を教示願います。	募集要項に示します。
111	37	5	5-2	5-2-1 (6)	その他維持管理・ 運営に必要な関連 業務 エ	非常時に対応できるマニュアル（BCP含む）の整備とありますが、非常時の定義は幅広く、全てを想定することは困難です。BCPに関しては、国土交通省の「下水道BCP策定マニュアル2019年版（地震・津波・水害編）」に準拠する形でよろしいか。	「下水道BCP策定マニュアル2019年版（地震・津波、水害編）」のほか、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成30年6月21日一部改定）」や実施方針に関する質問の回答No. 41に示す各種ガイドラインを踏まえて策定してください。
112	37	5	5-2	5-2-1 (3) カ	5-2-1 業務内容 (3) 運転管理業務 カ	「事業者は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、エネルギーを使用する設備の監視、運転方法の改善等を実施すること。また、定期報告書、中長期計画書の作成に協力すること。」と記載されています。このエネルギー使用の合理化に基づく、管理標準や定期報告は大在水資源再生センターと一括され、貴市もしくは現行の維持管理受託者にて作成および報告されるとの認識でよろしいでしょうか。また、大在水資源再生センターと一括になることで、第二種エネルギー管理指定工場から第一種エネルギー指定管理工場になるなどの見込み等あればご教示ください。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、提案される技術によって異なる可能性があると考えます。令和元年度現在のエネルギー消費量（原油換算値）は452.7kLですので、本数値を参考に応募者が検討してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
113	37	5	5-2	5-2-1 (6) エ	非常時 対応業務	「非常時には適切な初期対応、応急措置を行うとともに、速やかに市や関係機関に通報、連絡し、必要な連携を図ること。また、事業者は緊急配備の体制を整え、非常時に対応できるようマニュアル(BCPを含む)の整備及び定期的な訓練を実施すること。」と記載されています。BCPの策定にあたっては、現行の大在水資源再生センターのBCPとの整合性を図る必要があるものと考えますが、BCPマニュアル等の資料開示時期についてご教示ください。	別紙Fを参照ください。
114	37	5	5-2	5-2-1 (6) オ	見学者対応	説明看板は常時設置する形を想定していますでしょうか。風雨等での劣化を考慮し、持ち運び可能な可搬式の説明看板とすることは可能でしょうか。	見学者が見易い大きさ、設置方法とします。
115	37	5	5-2	5-2-1 (6) オ	見学者対応	見学者のパンフレットは、日本語1言語でよろしいでしょうか。英語等、複数の言語での作成等、パンフレットの作成数(大人用、子供用、日本語、英語等)をご教示ください。	令和元年度では、本市水資源再生センターの施設見学者数は、小学4年生872名、一般156名、合計1028名です。本施設の供用後は、各種団体の増加が見込まれます。パンフレットは1000部作成し、また原稿をデータで提出してください。言語は日本語とします。
116	38	5	5-2	5-2-1 (5)	カ. 住民対応業務	住民からの要望・訴訟等への対応につきましては、必要に応じ貴市の協力も仰ぎたくご検討願います。	必要に応じて協力します。
117	38	5	5-2	5-2-1 (5)	キ. ストックマネジメント計画における調査データの整理・協力	「必要な調査データ等を整理し、市に提供すること」に関し、事業者が実施すべき具体的な業務内容を教示願います。	実施方針に関する回答No.9を参照してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
118	39	5	5-2	5-2-2 (5)	長期改築修繕	「事業終了から5ヵ年後分の計画を含め、将来の改築にかかる提案を市に行うこと」に関し、貴市が意図する具体的な内容・条件を教示願います。また、「市は長期修繕計画書を考慮しストックマネジメント計画を策定するため、事業者は策定に協力すること」の記載に関し、P. 36_ウ_修繕業務_に記載の「市が策定するストックマネジメント計画に基づく大規模な修繕を除く」との関連性を具体的に教示願います。	「事業終了から5ヵ年後分の計画を含め、将来の改築にかかる提案を市に行うこと」は「事業終了から5ヵ年後分の計画を含め、将来の改築や修繕にかかる提案を市に行うこと」に修正します。 前段について、意図としては、市が本事業終了後の対応について検討するために計画の提案を求めています。内容は事業終了から5ヵ年後分の長期改築修繕計画、条件はありません。 後段について、回答No. 106のとおりご質問の一文は削除します。
119	40	5	5-2	5-2-2 (7)	随時、提出する書類	「重大な事象」の定義を教示願います。	事業者として市に報告すべきと考える重大な事象を報告してください。現時点、市としては、不可抗力による運転停止、下水汚泥受入れの停止を伴うような重故障等を想定しますが、これらに限りません。
120	40	5	5-2	5-2-4	計画書	事業者が排出者として処理するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	40	5	5-2	5-2-5	VE提案	VE提案の採用可否は、令和3年9月下旬に予定されている技術対話で協議する、との理解でよろしいか教示願います。また、採用されたVE提案は技術提案評価の対象になるとの理解でよろしいか併せて教示願います。	VE提案は維持管理・運営開始後に事業者が市に提案する仕組みです。技術提案評価の対象とはなりません。
122	40	5	5-2	5-2-6 (1) ア	事業終了時の本施設の機能等の確認	本事業終了後に貴市にて継続利用する前提の理解でよろしいでしょうか。また、継続利用は既に確定事項でしょうか。確定事項でなければ、いつの時点で双方で協議する場が設けられるのでしょうか。	継続利用することを前提としておりますが、本施設の劣化状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、継続使用しない可能性もあります。現時点において協議時期は決められません。
123	40	5	5-2	5-2-7	引継ぎ及び技術指導	(1)に記載の「引継書」に関し、貴市が想定する具体的な内容を教示願います。また、(2)に記載の「市が必要と認める期間」も具体的に教示願います。	本施設の運転方法や留意事項、当初運転時及びその後の管理記録、修繕等の記録など、引継ぎ後の運転操作・維持管理に必要なものを想定します。 引継ぎに必要な期間は最低2カ月を想定します。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
124	41	6	6-1		未利用地利活用業務	貴市が想定する未利用地利活用業務のイメージがありましたら参考教示願います。また、当該任意事業は技術提案評価時の評価対象にはならないと理解しておりますが、当該理解で正しいか併せて教示願います。	前段について、イメージはありません。 後段について、優先交渉権者選定基準に示します。
125	41	6	6-1		未利用地利活用業務	未利用地の定義（範囲）をご教示願いたい	図-1に示す事業用地から、本施設（道路含む）に必要な事業用地を除いた用地を指します。
126	43	別紙2	3		敷地の区域概要	港湾法の手続が不要な敷地と考えてよろしいでしょうか。また、土壤汚染対策法、廃棄物処理法などの地域指定は受けていないと考えてよろしいでしょうか	前段について、大在水資源再生センターは臨港地区の指定は無いため、港湾法上の手続は不要です。 後段について、土地の形質の変更規模が3,000㎡以上であれば土壤汚染対策法の届け出対象となります。なお、大在水資源再生センターでは土壤汚染の恐れがないため、汚染度調査は不要です。また、廃棄物処理法による地域指定は受けていません。
127	44	別紙2	3		規制基準類	貴市においてGL+1.0mにて整地される時点で、土壤汚染対策法（掘削範囲と盛土範囲の合計面積が3,000㎡以上）の届出手続は完了していると考えてよろしいでしょうか。	着工前に、本市において届出を行います。
128	44	別紙2	4		規制基準類	既存の建築物は現行の法規制を満足しているものと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
129	44	別紙2	4	(1)	開発行為	「開発行為、建築及び宅地造成に関する証明書の交付申請書（適用除外）」の提出に際しては、既存建物の求積図など既設の資料を収集する必要がありますので、ご準備をお願いします。また揃わない既設資料がある場合は監督部署との交渉が必要なため参画願います。	実施方針に関する回答No. 24を参照してください。
130	52	別紙2	4	(6)	臭気	別紙2に示す基準値以下とありますが、事業用地ではなく大在水資源再生センター全体の境界線上で基準値以下を満足するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
131	64	別紙4			土質条件	令和2年に調査した2ヶ所に関しては、土質試験結果や考察の記載がある地盤調査報告書を借用願えないでしょうか。	実施方針に関する回答No. 24を参照してください。
132	65 66	別紙4			土質条件	ボーリング柱状図の孔口標高はTP+〇.〇〇mであると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	65 66	別紙4			土質条件	土中からは可燃性ガスが発生しないと考えるよろしいでしょうか。	可燃性ガスの発生は、ありません。
134	71	別紙5	1	(2)	電気工事	大在水資源再生センターの引込から分岐する場合の高圧幹線ルートについて、ご提示いただいたルート以外のルートをご提案してもよろしいでしょうか。	将来の増設や更新に影響がなければ、別紙5に示すルート以外のルートとすることは可能です。
135	71	別紙5	1		事業範囲	(2)電気工事 本事業にて単独で受電した場合、フェンスや柵・専用門扉の仕様については電力事業者との協議によるものとし、貴市からの指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	仕様指定はありませんが、大在水資源再生センターの運営や維持管理、増設等の大規模工事への支障について、事前に市へ確認をお願いします。
136	72 ～74	別紙5	1		事業範囲	(2)建築工事 既設汚泥処理棟内で指定された居室・ユーティリティを使用する場合は、現況のまま使用するか、必要に応じて改修して使用するか、何れも可能と考えてよろしいですか。また使用する場合、使用目的や用途にご指定・制約がありましたらご教示願います。	何れも可能です。改修の範囲や内容については市への確認をお願いします。改修の範囲や内容によっては、事業終了時に事業者が原状復旧することを要求水準書5-2-6に記載しましたので併せてご確認ください。
137	75	別紙5	2	(1)	二次処理水	今回工事で用水ポンプ室内に配線を行う場合、既設のラックを使用し配線できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	81	別紙5			ユーティリティ取合	地中埋設物図の着色が不鮮明で、凡例との照合が困難です。CADデータをいただけないでしょうか。	実施方針に関する回答No. 24を参照してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
139	-	-	-	-	-	<p>下記既設資料をご提供いただけませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接地極埋設図 ・接地系統図 ・ケーブル埋設ルート図 ・単線結線図 ・短絡容量計算書 ・高調波流出計算書 ・B種接地抵抗計算書 	<p>実施方針に関する回答No. 24を参照してください。</p>